

入院時の食事代について

病気やケガで入院したときの食事代については、診療にかかる費用とは別に、下記の表のとおり定額負担となります。

市民税非課税世帯などの方は、「標準負担額減額認定証」を病院の窓口に提示することにより減額されます。「標準負担額減額認定証」は、市役所の国保医療担当の窓口で申請により受けられますので、該当と思われる方は、「印鑑」・「保険証」・「老人医療受給者証」（老人保健の方）を持参のうえ、市民生活課国保医療担当へ申請してください。

また、「標準負担額減額認定証」は毎年5月31日が有効期限となっていますので、引き続き必要な方も申請が必要となります。



一 般 加 入 者			1日 760円
市民税非課税世帯	過去12ヵ月の入院日数	90日までの入院	1日 650円
		90日を超える入院	1日 500円
市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人			1日 300円

老人医療ガイド

老人保健法による障害認定の申請について

各医療保険の加入者で、65歳以上70歳未満で障害などにより下記条件に該当する方は、市民生活課国保医療担当へ申請を行い認定を受けると、『老人保健制度』により医療を受けることができます。

〈認定を受ける条件〉

- 障害基礎年金の1級から2級までに該当する方
- 身体障害者手帳の1級から3級までに該当する方
- 身体障害者手帳4級の音声機能または言語機能の障害に該当する方
- 身体障害者手帳4級のうち、下肢障害の1号、3号または4号に該当する方
- 精神障害者保健福祉手帳の1級から2級までに該当する方



〈申請に必要なもの〉

- ※国民年金証書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳(いずれか)
- ※保険証及び印鑑

— 詳しくは、市民生活課 国保医療担当までお問い合わせください —